

## 高齢者に対する居住支援施策について

令和5年度 居住支援全国サミット（令和6年3月）

厚生労働省 老健局  
高齢者支援課長 峰村 浩司

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

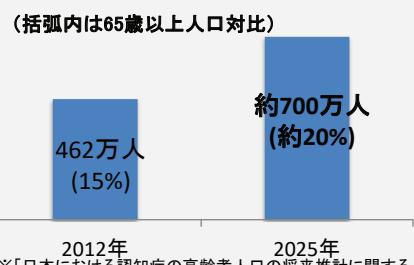
### 今後の介護保険をとりまく状況

- ① 65歳以上の高齢者数は、2025年には3,677万人となり、2042年にはピークを迎える予測（3,935万人）。  
また、75歳以上高齢者の全人口に占める割合は増加していき、2055年には、25%を超える見込み。

	2015年	2020年	2025年	2055年
65歳以上高齢者人口（割合）	3,387万人(26.0%)	3,619万人(28.9%)	3,677万人(30.0%)	3,704万人(38.0%)
75歳以上高齢者人口（割合）	1,632万人(12.8%)	1,872万人(14.9%)	2,180万人(17.8%)	2,446万人(25.1%)

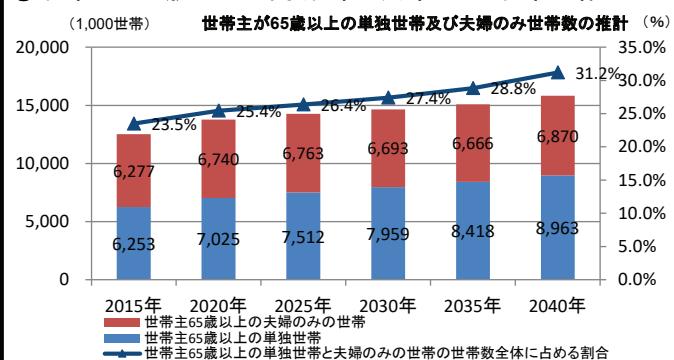
国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（全国）（平成29(2017)年4月推計）」より作成

- ② 65歳以上高齢者のうち、認知症高齢者が増加していく。



※「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学 二宮教授）による速報値

- ③ 世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみの世帯が増加していく



国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計（全国推計）（平成30(2018)年1月推計）」より作成

- ④ 75歳以上人口は、都市部では急速に増加し、もともと高齢者人口の多い地方でも緩やかに増加する。各地域の高齢化の状況は異なるため、各地域の特性に応じた対応が必要。

※都道府県名欄の（ ）内の数字は倍率の順位

	埼玉県(1)	千葉県(2)	神奈川県(3)	愛知県(4)	大阪府(5)	～	東京都(17)	～	鹿児島県(45)	秋田県(46)	山形県(47)	全国
2015年	77.3万人 <10.6%>	70.7万人 <11.4%>	99.3万人 <10.9%>	80.8万人 <10.8%>	105.0万人 <11.9%>		146.9万人 <10.9%>		26.5万人 <16.1%>	18.9万人 <18.4%>	19.0万人 <16.9%>	1632.2万人 <12.8%>
2025年	120.9万人 <16.8%> (1.56倍)	107.2万人 <17.5%> (1.52倍)	146.7万人 <16.2%> (1.48倍)	116.9万人 <15.7%> (1.45倍)	150.7万人 <17.7%> (1.44倍)		194.6万人 <14.1%> (1.33倍)		29.5万人 <19.5%> (1.11倍)	20.9万人 <23.6%> (1.11倍)	21.0万人 <20.6%> (1.10倍)	2180.0万人 <17.8%> (1.34倍)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30(2018)年3月推計）」より作成

## 地域包括ケアシステムの構築について

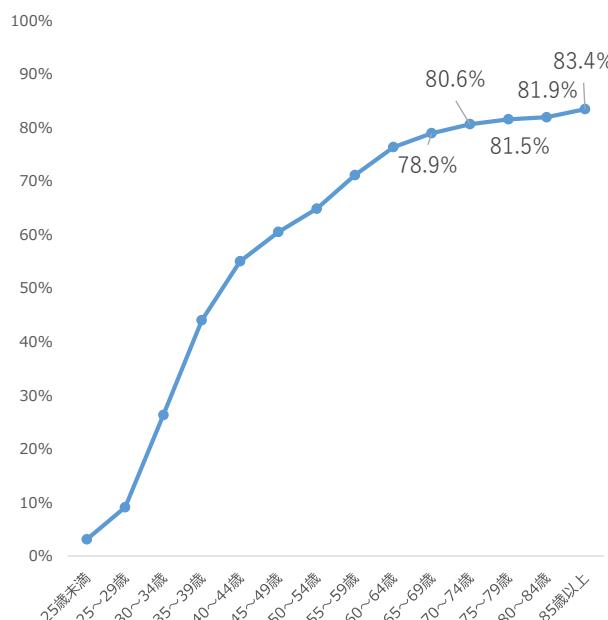
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**



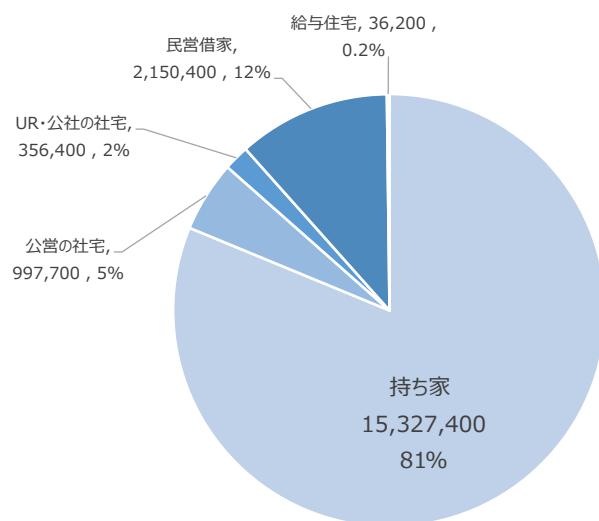
## 高齢者世帯の住宅事情

- 家計を主に支える者が65歳以上である世帯の持ち家率は8割
- 持ち家以外では、民営借家が約1割、公営住宅やURが約1割

■年齢階級別の持ち家比率  
(家計を主に支える者の年齢階級別)



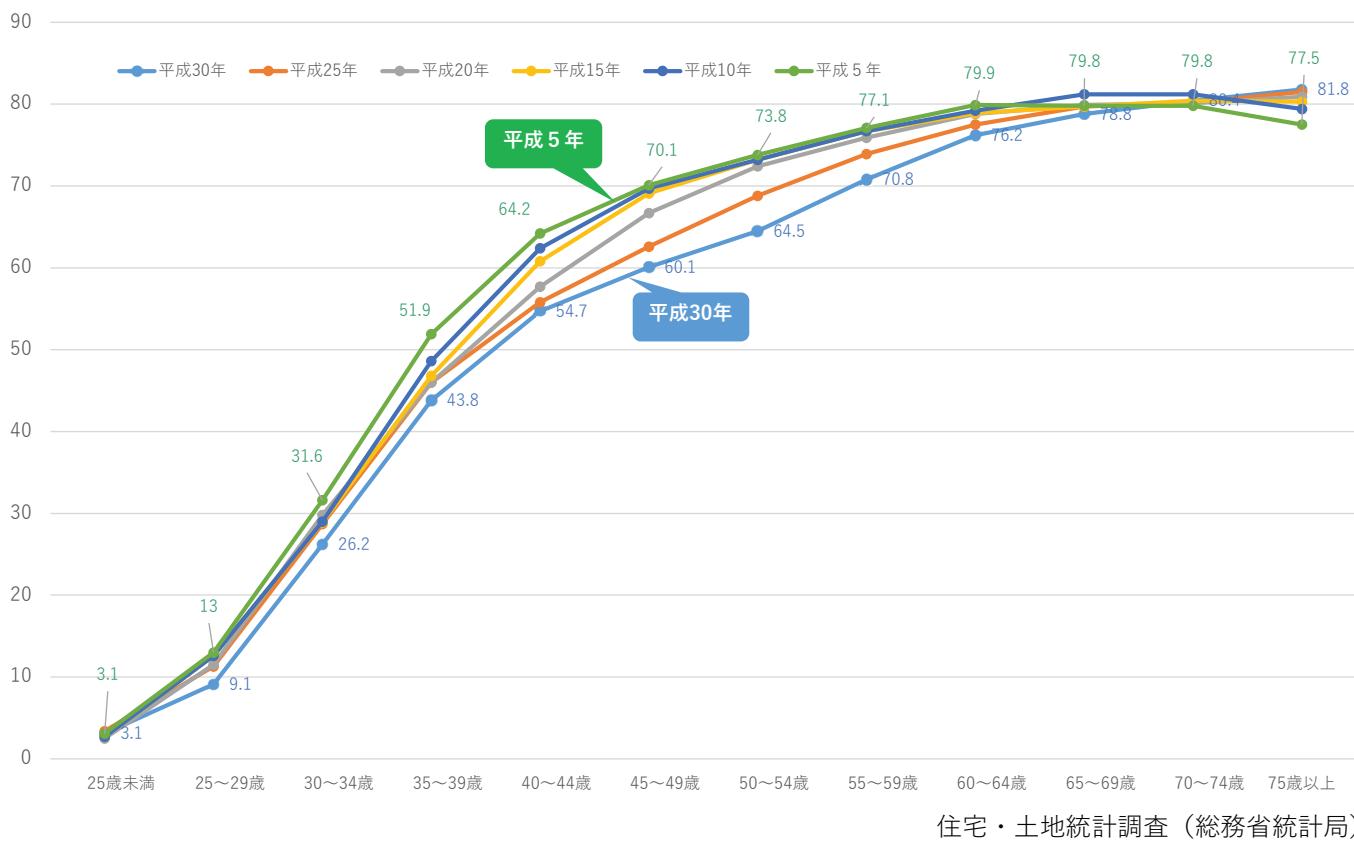
■高齢者世帯の住居の所有類型  
(家計を主に支える者が65歳以上)



平成30年度住宅・土地統計調査（総務省統計局）

## 年齢階級別の持ち家率の推移

○近年、30～50代の持ち家率は低下傾向

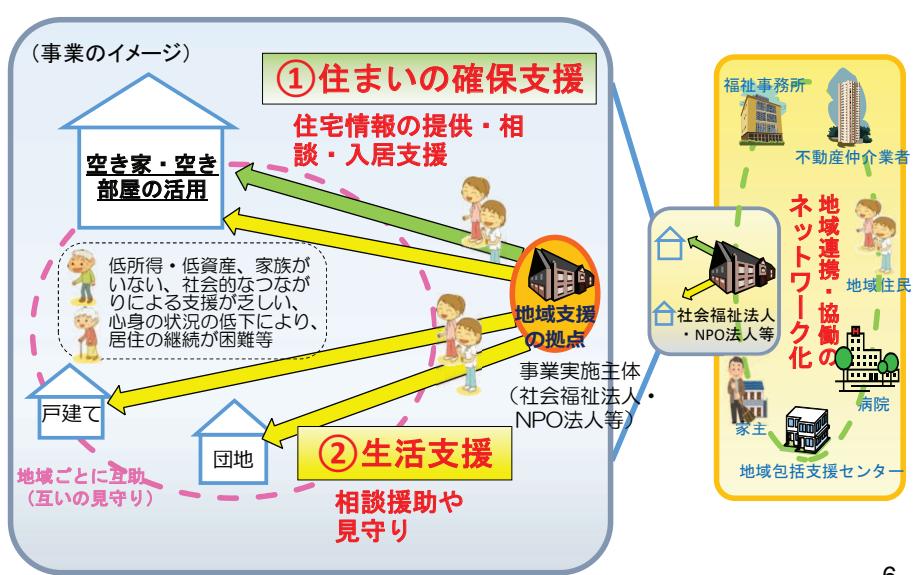


住宅・土地統計調査（総務省統計局） 5

## 【高齢者】「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」の実施

- 平成26年度から「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を行っていたが、平成29年度以降は、各地域で行われている先進的・効果的な取組について、地域支援事業を始め、様々な方策を活用等しながら全国展開を図っている。具体的には、地域支援事業の一つにある「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」について、入居に係る支援等の内容をより明確にした上で、事業の拡充を行った。
- また、介護保険の保険者機能強化推進交付金により市町村の取組を後押しすることや、高齢者の居住と生活の一体的な支援の取組について検討する自治体への伴走支援等を実施している。さらに、居住支援協議会や居住支援法人等を活用できることを明確にするため、今年度末を目指して地域支援事業の見直しを行う予定。

対象者	実施自治体
<input type="checkbox"/> 高齢者	<input type="checkbox"/> 市町村等
<b>支援内容</b>	
<input type="checkbox"/> 空き家等の民間賃貸住宅や、高齢者の生活特性に配慮した公的賃貸住宅（シルバーハウ징）、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅等への高齢者の円滑な入居を進められるよう、これらの住宅に関する情報提供、入居に関する相談及び助言並びに不動産関係団体等との連携による入居支援等を実施するとともに、これらの住宅の入居者を対象に、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助等を行う生活援助員を派遣し、関係機関・関係団体等による支援体制を構築する等、地域の実情に応じた、高齢者の安心な住まいを確保するための事業を行う。	



## 1 事業の目的

令和6年度当初予算案 20百万円（20百万円）※()内は前年度当初予算額

- 高齢者の住まいの確保と生活支援を進めるため、平成26年度から、「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」を実施し、住まいの確保支援（住宅情報の提供・相談対応等）や生活支援（見守り等）に係る費用に対する助成を行い、平成29年度以降は、同様の取組に対して地域支援事業交付金により支援ができるようしているところ。
- 一方、地域支援事業により、モデル事業と同様の取組を実施している自治体が非常に少なく、その理由として、取組の実施にあたり、自治体内（住宅部局と福祉部局等）の調整や社会福祉法人・不動産業者等との調整など、関係者が多岐にわたること等から、検討が進まないとの意見があるところ。
- このため、有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整を行うことで、事業の実施に結びつけていくことを目的として、本事業を実施する。

## 2 事業の概要・スキーム、実施主体等

## 有識者や厚労省職員等を派遣し、事業実施に至る前の検討段階における助言や関係者との調整等の支援を実施

## ① 事業の実施に向けた意見交換、課題に対する検討及びアドバイス

事業の実施に向け、事前に実施すべき実態の把握や、それを踏まえた取組の方向性等についての意見交換、課題に対する検討等を実施するに当たって有識者・取組を実施している自治体職員・厚生労働省職員・国土交通省職員等を派遣しアドバイス、不動産業者や養護・軽費老人ホームも含めた社会福祉法人等の担い手と、自治体のネットワーク構築を支援

## ② 取組事例と住まい支援の課題・解決策を考える素材集の周知

課題を踏まえた取組事例等をまとめると共に、3年間の取組を踏まえて住まい支援の課題感を類型化し、解決に向けた方向性を提示していく資料集を作成し周知  
(本事業では事業の検討過程に着目し、課題把握や取組事例の経緯等を含めて整理、自治体等が事業の初期段階で検討するにあたって実用的なパンフレット等の作成を想定)

住まいに係る相談支援、生活支援等にかかる費用を「地域支援事業交付金」等により支援。

※以前は「低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業」として支援。

## &lt;自治体における検討の流れ&gt;

## ○自治体における課題を顕在化

- ・高齢者が大家から入居を断られ、住まいの確保が困難な状況
- ・生活支援が必要な高齢者の受け入れ先が見つからない状況 等

## 支援

## ○地域の実情を踏まえた対応方策の検討

- ・実態把握
- ・関係者調整、ネットワーク構築
- ・既存の枠にとらわれない、積極的な事業の具体化検討

## 支援

## ○事業の実施

- ・住まいに係る相談対応
- ・社会福祉法人によるアセスメント、生活支援の実施 等

## &lt;実施主体&gt; 国（民間事業者に委託）

## 令和5年度 厚生労働省「高齢者住まい・生活支援伴走支援プロジェクト」支援団体一覧

## 【自治体】

自治体	応募部局	応募概要
愛媛県宇和島市 〔継続〕	福祉部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 住まいに関する問題への対応件数も少なく、府内の居住支援に対する問題意識がそれほど高くない。特に福祉部局と不動産業者との連携機会がない。</li> <li>➢ 不動産関係団体や不動産業者、居住支援法人への関心を持つ社会福祉法人やNPO等と連携した支援体制を構築したい。そのため、関係者間で意識合わせや困り事等を共有できる勉強会・意見交換会を開催したい。</li> </ul>
山口県長門市・ 山口県	市:福祉部局 県:住宅部局	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 重層的支援体制整備事業(令和4年度～)に取り組み、入口の相談体制を整えたが、不動産業者との連携など居住支援の出口部分の重要性を再認識した。</li> <li>➢ 空き家の利活用、緊急連絡先・身元引受人・残置物など、関係機関等での課題共有と解決策を検討したい。体制構築に向け、勉強会など府内の問題意識の共有、行政・社協・社会福祉法人・不動産業者との意見交換会を行いたい。</li> </ul>

## 【法人】

団体	所在地	応募概要
稻沢市社会福祉協議会 〔令和3年度採択団体〕 (居住支援法人)	愛知県稻沢市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住支援法人(令和4年指定)として支援に携わり、地域の中では「住まいに関する相談は社協に」が浸透しつつあるが、受入れ側の不動産業者やオーナーへの周知が不足している。居住支援法人としての取組強化、社協内部や行政、不動産業者との連携強化を図りたい。</li> <li>➢ 行政、不動産業者、債務保証会社、社協等との勉強会、意見交換会の開催にあたって支援してほしい。</li> </ul>
安来市社会福祉協議会 (居住支援法人)	島根県安来市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住支援法人(令和5年指定)として、まずは福祉部局と住宅部局との連携の「場」づくりを行い、その後で連携会議体を設置、不動産関係団体や介護サービス事業所、民生委員等の関係機関における居住支援の理念共有、居住支援協議会の設置に向けた機運醸成に取り組みたい。</li> <li>➢ 「安来市居住支援関係機関連絡会議(仮称)」の設置、居住支援に関するセミナー開催にあたって支援してほしい。</li> </ul>
株式会社上原不動産 〔継続〕 (居住支援法人)	山口県下関市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住支援法人(令和3年指定)だけができる居住支援の仕組みではなく、他の不動産業者も支援に携われるよう、居住支援の対応フロー(下閣モデル)を作成し、勉強会等を開催して不動産業者間で共有したい。</li> <li>➢ 行政との連携は、事案が発生したときに、その場の対応になる。県の後押しもあるので、行政を巻き込みながら支援のあり方を考えたい。</li> </ul>
株式会社レキオス (居住支援法人)	沖縄県那覇市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 居住支援法人(令和3年指定)として、家主・不動産業者を対象とした勉強会の開催実績もあり、地域包括支援センターと連携した相談対応の実績もある。それらを踏まえ、行政への働きかけを強化したい。</li> <li>➢ 地域包括支援センターを中心とした一元的な相談窓口の開設、小地域での体制構築を目指したい。</li> <li>➢ 福祉部局(地域包括)にヒアリングし、現状の把握と課題の整理を行い、それを基に住宅部局と協議していくたい。</li> </ul>
社会福祉法人 岐阜老人ホーム	岐阜岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 養護老人ホームの契約入所、措置による短期宿泊事業、法人独自の短期利用(一時的な利用・保護)を提供。</li> <li>➢ 行政や岐阜市社会福祉法人連絡会(約30法人が加盟)に働きかけ、地域の居住支援法人や支援団体等と住まい支援体制の構築を目指したい。</li> </ul>

# 全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）」について（抄） 令和5年12月22日全世代型社会保障構築本部決定案

## 3. 「地域共生社会」の実現

＜① 来年度（2024 年度）に実施する取組＞

### ◆ 住まい支援の強化に向けた制度改正

- ・単身高齢者、生活困窮者を始めとする住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅に円滑に入居し、安心して生活できるようにするためには、住まいの確保等に関する相談支援から、転居支援、住まいが定まった後の支援まで、切れ目がない支援体制の構築を図る必要がある。このため、「住まい支援システム」の構築に向けたモデル事業（※）も踏まえつつ、引き続き自治体の取組に対する伴走支援を行なながら、以下の必要な見直しを行う。
- ・住宅確保要配慮者に対する居住支援機能等のあり方に関する検討会における中間とりまとめ案（令和5年12月5日）を踏まえ、住宅確保要配慮者への居住支援の充実、賃貸人が住宅を提供しやすい市場環境の整備、住宅確保要配慮者のニーズに対応した住宅等の確保方策、地域における住宅・福祉・司法と連携した居住支援の体制づくり等の観点から、住宅セーフティネットの機能の一層の強化に資する必要な制度改正の実施に向けて、関係省庁の連携の下、更なる検討を深めていく。
- ・単身高齢者を始めとする高齢者の安心な住まいを確保するため、総合的・包括的な住まい支援の更なる全国展開に向けた取組を推進する。
- ・生活困窮者自立支援制度については、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における取りまとめ及び上記検討会における中間とりまとめ案を踏まえ、総合的な相談支援、入居前から入居中・退居時の支援、住まい支援に必要な地域資源開発・環境整備を推進するため、自立相談支援事業の住まい相談機能の明確化、地域居住支援事業や重層的支援体制整備事業の活用等の見直しを実施する。
- ・また、生活困窮者自立支援制度等の見直しの円滑な施行に向けて、総合的な相談対応や一貫した支援を行うことができる実施体制を整備し、見守り支援や地域とのつながり促進支援などを行う新たなモデル事業（令和5年度補正予算で措置した自治体への補助事業）を一部の自治体において実施し、全国的な住まい支援体制の構築に向けた課題を把握・整理し、必要な対応を行う。

（※） 厚生労働省の令和5年度老人保健健康増進等事業による調査研究事業。

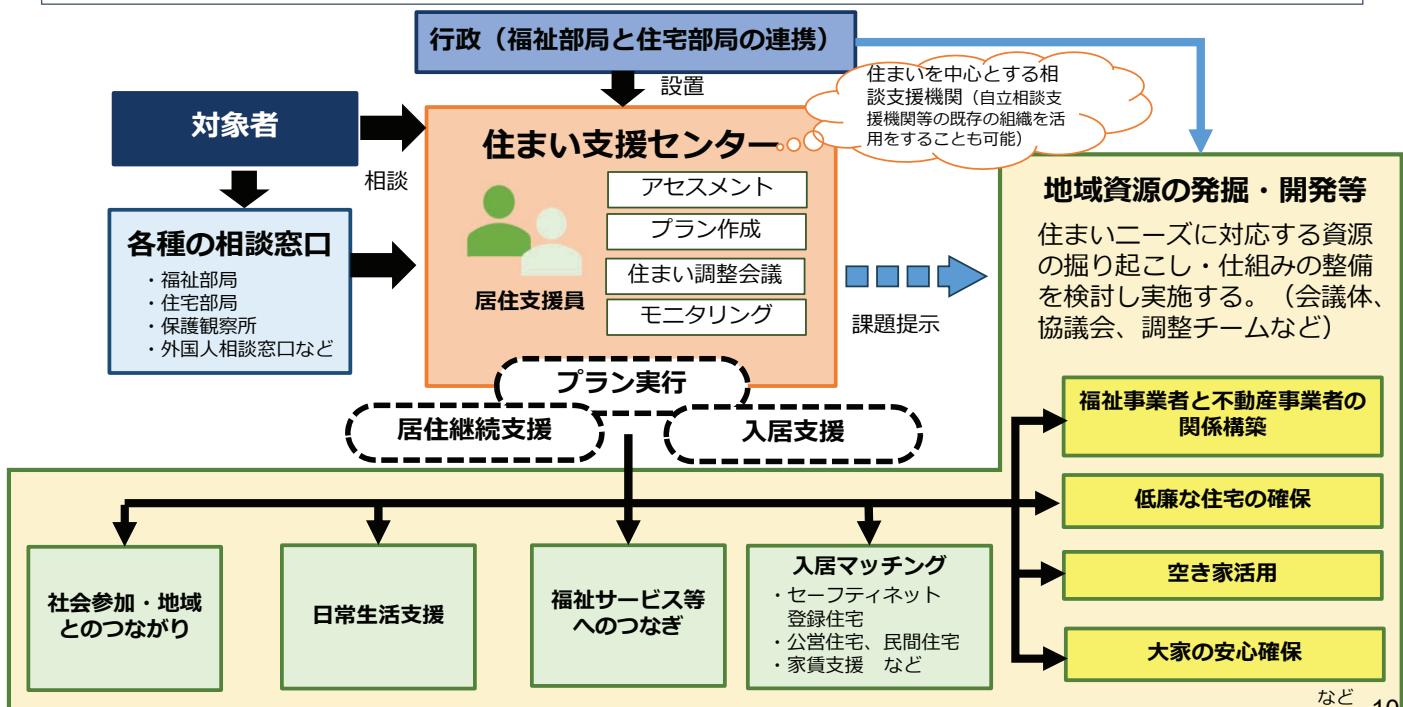
9

## 地域共生社会づくりのための「住まい支援システム」構築に関する調査研究

一般社団法人 北海道総合調査研究会（令和4・5年度老人保健健康増進等事業）

### モデル事業の概要

- 行政は、福祉部局と住宅部局が協議・連携し、住民からの相談に応じて、居住支援と生活支援の両方のコーディネートを行う住まい支援センターを設置する。また、地域の課題や住まいのニーズを把握し、必要な地域資源の発掘・開発等を進める。
- 住まい支援センターに、生活支援と居住支援を調整する居住支援員を配置する。
- 居住支援員は、相談内容等の情報を集約し、必要な入居支援とその後の居住継続（生活）支援を調整し、プランを作成する。

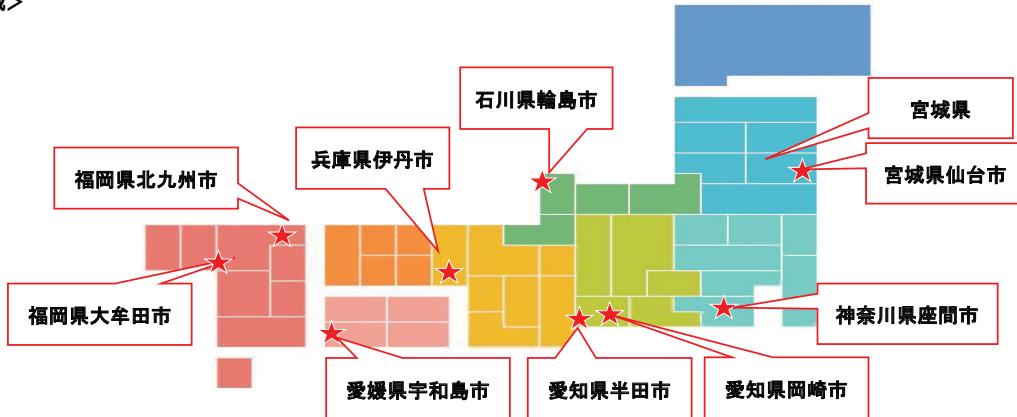


10

## モデル事業実施地域と調査研究課題

- モデル地域は、自治体の規模等がばらつくように全国で10ヵ所を選定した。
- 調査研究の課題を5つに整理し、モデル地域は、調査研究の課題1から4を共通の調査票等で実施し、調査研究課題5については、地域の実状に応じて取組を進めている。
- 現在、最終のとりまとめ段階にある。なお、輪島市については、震災により、事業は中断している。

### <10のモデル地域>



### <5つの調査研究課題>

- 課題1：対象者像と支援内容
- 課題2：住まい支援センターのあり方と設置パターン
- 課題3：住まい支援員の人材像・スキル等
- 課題4：対象者の情報集約と調整会議
- 課題5：地域の実状に応じた取組の推進（低廉住宅の確保、空き家活用、大家の安心確保、福祉と住宅事業者の連携推進、など）